

第6期 中野区障害者自立支援協議会 活動報告書

(平成30年6月～令和2年5月)

中野区障害者自立支援協議会

令和2年5月

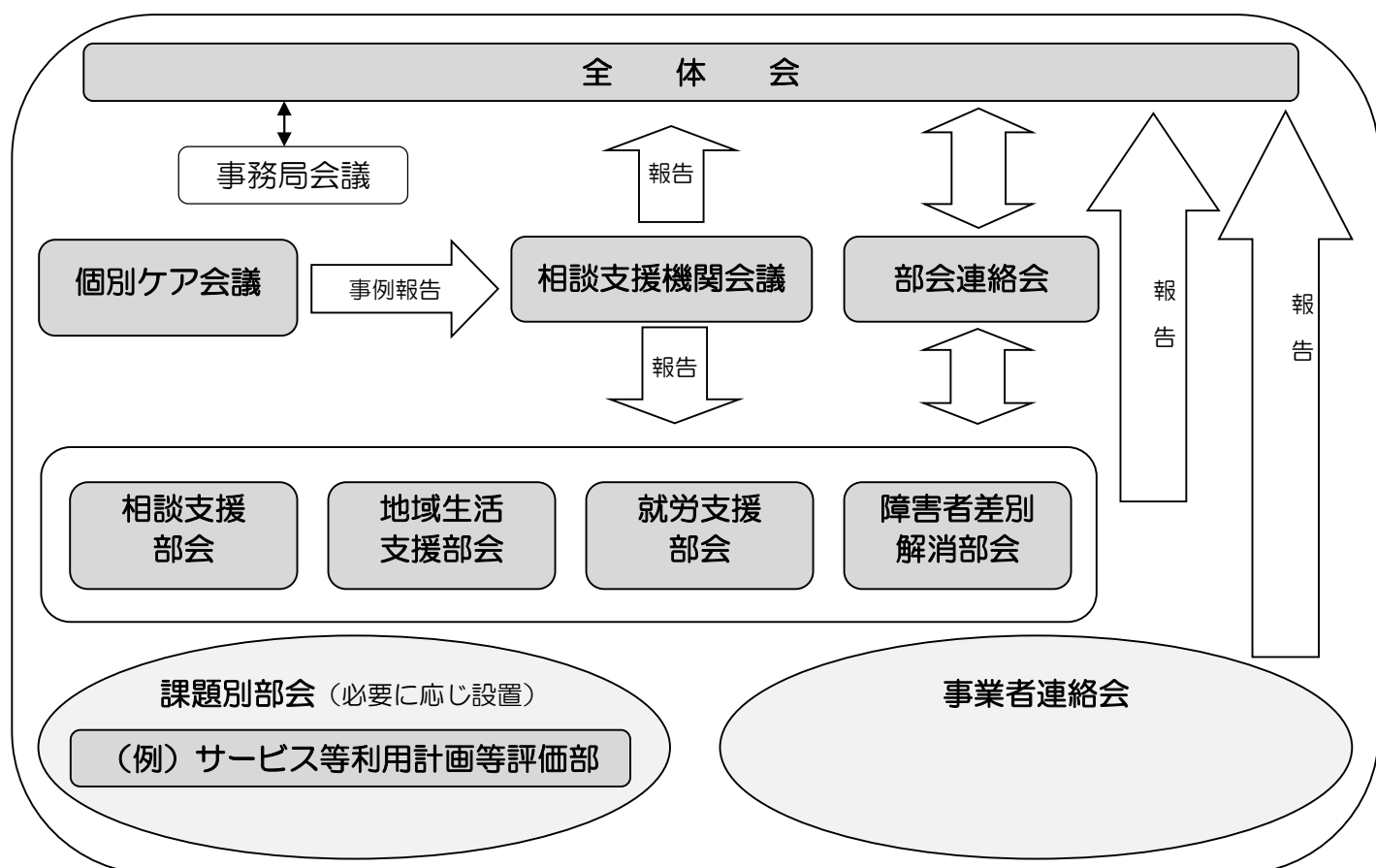
目次

1	第6期中野区障害者自立支援協議会名簿	2
2	第6期中野区障害者自立支援協議会の組織	3
3	第6期中野区障害者自立支援協議会 各種活動報告	4
(1)	全体会	
	平成30年度 全体会の開催状況	5
	令和元年度 全体会の開催状況	6
(2)	各部会	
①	相談支援機関会議活動概要	
	平成30年度 相談支援機関会議活動概要	7
	令和元年度 相談支援機関会議活動概要	9
②	相談支援部会	
	平成30年度 相談支援部会活動報告書	11
	令和元年度 相談支援部会活動報告書	17
③	地域生活支援部会	
	平成30年度 地域生活支援部会活動報告書	29
	令和元年度 地域生活支援部会活動報告書	31
④	就労支援部会	
	平成30年度 就労支援部会活動報告書	34
	令和元年度 就労支援部会活動報告書	36
⑤	障害者差別解消部会	
	平成30年度 障害者差別解消部会活動報告書	41
	令和元年度 障害者差別解消部会活動報告書	42
(3)	各事業者連絡会	
①	居宅系事業者連絡会	
	平成30年度 居宅系事業者連絡会活動報告書	43
	令和元年度 居宅系事業者連絡会活動報告書	44
②	施設系事業者連絡会	
	平成30年度 施設系事業者連絡会活動報告書	45
	令和元年度 施設系事業者連絡会活動報告書	46

第6期中野区障害者自立支援協議会名簿(順不同)

役職	団体名等	氏名	備考
会長	社会福祉法人東京コロニー	中村 敏彦	
副会長	中野区福祉団体連合会	市野 由紀	
副会長 事業者連絡会 (居宅系担当)	社会福祉法人中野区社会福祉協議会	秋元 健策	
相談支援部会 部会長	特定非営利活動法人リトルポケット	松田 和也	
相談支援部会 副部会長	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	安西 孝喜	
地域生活支援部会 部会長	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	柴山 健一	H30.6.1～ R元.5.14
地域生活支援部会 部会長	社会福祉法人南東北福祉事業団 (障害者支援施設江古田の森)	小島 亜貴	R元.5.15～ 部会長
地域生活支援部会 副部会長	権利主張センター中野	関口 明彦	
就労支援部会 部会長	一般財団法人中野区障害者福祉事業団	鈴木 裕美	
就労支援部会 副部会長	特定非営利活動法人すばる会	近藤 辰哉	
就労支援部会 副部会長	社会福祉法人正夢の会(弥生福祉作業所)	麻田 展克	H30.9.19～
差別解消部会 部会長	特定非営利活動法人中野区視覚障害者福祉協会	高橋 博行	
差別解消部会 副部会長	中野区愛育会	宮澤 百合子	
事業者連絡会 (施設系担当)	社会福祉法人正夢の会(弥生福祉作業所)	奥秋 征人	
	中野区肢体不自由児者父母の会	大村 美和子	
	非営利特定活動法人 ねこの手	小高 恵子	
	中野区民生児童委員協議会(江古田地区)	大浦 厚子	
	中野区聴覚障害者福祉協会	米内山 昭枝	
	一般社団法人中野区医師会(しらさぎ訪問看護ステーション)	遠藤 貴栄	
	新宿公共職業安定所	西島 正人	
	東京都立中野特別支援学校	坂田 みゆき	H30.6.1～ R元.7.16
	東京都立中野特別支援学校	田中 雅子	R元.7.17～
	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会	保坂 つや子	H30.6.1～ R元.7.16
	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会	鈴木 久	R元.7.17～
	社会福祉法人 中野あいいく会	上西 陽子	
	特定非営利活動法人 カサ デ オリーバ	大坂 弘章	
	中野区中途失聴・難聴者の会	小川 光彦	R元.7.17～

第6期中野区障害者自立支援協議会の組織



各組織の役割・機能

- 全体会 開催月 5、7、9、11、1、3月開催を予定
内容) 各部会、事業者連絡会の検討状況の報告、施策提案に係わる社会資源の開発、サービスネットワークの構築、評価、課題別会議の設置検討
第5期中野区障害福祉計画の進行管理 他
- 個別ケア会議
多様な障害ケースへの取り組み、課題別ケース検討会の開催
- 相談支援機関会議
個別ケア会議やケースカンファレンス会議等の事例を各相談支援機関が報告
その中から課題抽出等が必要な事例を選出し、各部会や全体会に報告
- 部会連絡会
参加者：会長、部会長、副部会長、事務局
全体会の打ち合わせ、部会運営状況の確認など必要に応じて開催
- 部会 相談支援部会・地域生活支援部会・就労支援部会・障害者差別解消部会を設置
※課題別部会・・・必要に応じ設置（例：サービス等利用計画等評価部会など）
- 事業者連絡会
居宅系サービス事業所、施設系事業所を対象に開催
各事業所より現状や課題を報告
- 事務局会議 会長、事務局間における全体調整等、必要に応じて開催

第6期中野区障害者自立支援協議会 各種活動報告

平成30年度 全体会の開催状況

第1回	2018/7/18	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱式 ・会長の選出、副会長の指名 ・部会、事業者連絡会の設置 ・部会長、副部会長、事業者連絡会担当の指名 ・運営について ・相談支援機関会議報告
第2回	2018/9/19	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援部会副部会長の指名 ・東京都自立支援協議会交流会報告 ・相談支援機関会議報告 ・各部会報告 ・各事業者連絡会報告
第3回	2018/11/21	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者グループホーム等整備事業の整備運営事業者の再々募集について ・知的障害者生活寮・在宅障害者(児)緊急一時保護事業の見直しについて ・相談支援機関会議報告 ・各部会報告 ・施設系事業者連絡会報告
第4回	2019/1/16	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区ユニバーサルデザイン推進計画(素案)について ・中野区障害者自立支援協議会4部会合同セミナーについて ・相談支援機関会議報告 ・各部会報告
第5回	2019/3/20	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉総合推進計画2018及び障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況等について ・相談支援機関会議報告 ・各部会報告 ・各事業者連絡会報告

令和元年度 全体会の開催状況

第6回	2019/5/15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長（地域生活支援部会）の指名について ・ 普及啓発冊子『なかのくユニバーサルデザイン』の発行について ・ 相談支援機関会議報告 ・ 各部会報告
第7回	2019/7/17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野区ユニバーサルデザイン推進計画の策定について ・ 相談支援機関会議報告 ・ 各部会報告 ・ 各事業者連絡会報告
第8回	2019/9/25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「（仮称）中野区手話言語条例」及び「（仮称）中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」の検討について ・ 中野区知的障害者生活寮の事業実施について ・ 相談支援機関会議報告 ・ 各部会報告 ・ 施設系事業者連絡会報告
第9回	2019/11/20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野区における再犯防止推進計画の策定について ・ 「（仮称）中野区手話言語条例」及び「（仮称）中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」の考え方について ・ 相談支援機関会議報告 ・ 各部会報告 ・ 施設系事業者連絡会報告
第10回	2020/1/15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉総合推進計画2018及び障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況等について ・ （仮称）中野区手話言語条例及び（仮称）中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例に盛り込むべき主な事項について ・ 相談支援機関会議報告 ・ 各部会報告 ・ 居宅系事業者連絡会報告
第11回	2020/3/18	新型コロナウイルス感染症予防のため中止
第12回	2020/5/20	新型コロナウイルス感染症予防のため中止

第6期 中野区自立支援協議会 相談支援機関会議の概要（平成30年度）

NO	日時	件数	事業所別件数							障害別				協議会への課題提起・報告事項等
			中部	北部	鷺宮	南部	つむぎ	せせらぎ	障害	身体	知的	精神	難病等	
1	4月25日 (第49回)	34	0	9	4	3	2	7	7	13	6	12	0	①入院中やグループホーム入居者などにも対応できる金銭管理制度について ②せせらぎにおいて自立生活援助サービスの提供開始
2	5月30日 (第50回)	48	5	13	8	2	0	17	5	4	9	35	0	①養育支援ヘルパーから自立支援給付の居宅介護への切替について ②自立生活援助の事業者の不足
3	6月27日 (第51回)	46	4	7	9	4	5	12	5	4	12	27	3	①精神科に入院している知的障害者が地域移行する際に相談や支援を行う制度がない。
4	7月25日 (第52回)	35	5	5	6	2	0	9	8	7	12	15	1	①介護保険と障害福祉サービスの適用関係について（運用等実態調査結果報告） ②乳幼児に対する入浴介助の導入
5	8月29日 (第53回)	35	5	6	3	4	0	15	2	6	8	20	1	①介護保険非該当となり障害サービスを利用するケースの増加、介護保険移行時の支援の在り方について
6	9月26日 (第54回)	20	5	4	4	0	0	6	2	0	2	17	1	①民間相談事業者を含めたクレーム対応研修の必要性

7	10月31日 (第55回)	46	5	13	3	4	0	15	6	6	5	30	1	①就労移行支援の利用を希望するケースのアセスメントの在り方について ②児童発達支援における複数事業者利用ケースの急増。療育に結びつける相談基盤の必要性
8	11月28日 (第56回)	26	3	0	—	4	4	8	5	2	10	12	2	①重度知的障害者の長期にわたる引きこもり事例の報告 重度知的障害者で障害福祉サービスを利用していない者・・・6ケース
9	12月26日 (第57回)	36	4	9	4	5	—	10	8	11	9	15	1	①平成31年度制度改正の概要 ②東京都心身障害者医療費助成制度の精神障害者への対象拡大 ③精神障害者地域移行プレ事業の実施
10	1月30日 (第58回)	24	5	6	3	2	0	3	5	2	8	11	3	①更生保護施設を利用する生活保護受給者の障害福祉サービス併用制限について ②障害者控除対象者証明制度の周知について
11	2月27日 (第59回)	25	2	5	5	4	—	—	9	6	11	8	0	①痰吸引を行うことが可能な介護職員の不足 ②障害者支援施設への入所状況
12	3月27日 (第60回)	36	3	7	3	—	—	16	7	3	8	24	1	①移動支援の更新手続きの簡素化の検討 ②障害者福祉手当の精神障害者への対象者拡大について
	合計	411	46	84	52	34	11	118	69	64	100	226	14	

第6期 中野区自立支援協議会 相談支援機関会議の概要（令和元年度）

NO	日時	件数	事業所別件数							障害別				協議会への課題提起・報告事項等
			中部	北部	鷺宮	南部	つむぎ	せせらぎ	障害	身体	知的	精神	難病等	
1	4月24日 (第61回)	18	6	0	4	0	0	5	3	1	2	13	2	①障害を持つ児童の母子生活支援施設での一時保護について ②区立施設における施設入浴事業の対象者について
2	5月29日 (第62回)	27	3	10	3	0	0	7	4	6	5	14	2	①10連休中の相談対応について ②移動支援の2人介護について ③モニタリング期間の見直しについて
3	6月26日 (第63回)	37	1	11	3	0	1	10	11	6	10	16	4	①児童施設から障害者支援施設への移行支援について ②地域生活支援拠点「IPPUKU」の設置について ③開所時間外の相談対応について
4	7月31日 (第64回)	50	5	11	4	14	2	7	7	12	12	21	3	①指定特定相談支援事業所とすこやか障害者相談支援事業所の関係（特定相談支援事業所への支援）
5	8月28日 (第65回)	28	0	10	4	7	0	5	2	4	6	17	1	①児童発達支援の利用者負担の無償化について ②年金生活者支援給付金制度について

6	9月25日 (第66回)	30	2	6	3	3	0	9	7	7	5	14	4	①精神障害を併せ持つ知的障害者の長期入院患者の受け入れ先となるGHがない。 ②引きこもりに対する支援
7	10月30日 (第67回)	42	5	9	4	9	0	8	6	4	12	24	2	①都外や近隣区からの相談対応について ②精神疾患を伴う不登校生徒への支援について
8	11月27日 (第68回)	32	2	7	2	8	0	12	1	3	2	25	2	①重複障害を持つ方の主たる支援者の設定ルールについて ②障害福祉サービスに関する苦情申し立て機関について
9	12月26日 (第57回)	32	6	5	0	3	1	12	1	1	8	20	3	①居宅訪問型児童発達支援について ②中野区におけるシステム障害について
10	1月29日 (第70回)	24	4	2	3	3	0	9	3	1	5	14	4	①医療的ケアを必要としながらも重症心身障害児に該当しないケースの存在について ②中野区在宅障害者（児）緊急一時保護事業の再開について
11	2月27日 (第71回)	21	2	0	1	5	0	8	5	6	11	8	0	①知的障害者による同居する高齢者への虐待について ②新型コロナウイルス感染拡大の影響について
12	3月25日 (第72回)	22	4	7	2	0	0	5	4	4	2	11	3	①新型コロナウイルス関連の情報（趣旨消毒用ジェル等の配布、マスクの配布など） ②子ども発達センターたんぽぽの利用者について
	合計	363	40	78	33	52	4	97	54	55	80	197	30	

平成30年度 相談支援部会活動報告書

1 部会の検討テーマ

相談支援体制のあり方についての検討

第6期は、『相談支援体制のあり方について』を年間テーマとして、相談支援の課題からグループテーマを抽出。小グループ(2グループ)に分かれて各テーマについて討議を行った。

2 活動の経過

回	月日	活動・検討内容
第5期 第21回	4月18日	・平成29年度相談支援部会活動報告書について ・平成30年度の活動予定、課題について
第21回	5月16日	・平成30年度の活動予定、課題について
第21回	6月20日	・平成30年度の活動予定、課題について
第6期 第1回	7月18日	・平成30年度の活動方針、検討方法、検討テーマについて ・小グループのグループ分け
第2回	8月15日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第3回	9月19日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第4回	10月17日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第5回	11月21日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第6回	12月19日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
合同 セミナー	1月11日	4部会合同セミナー はじめの一歩 『ユニバーサルデザインとは こころのバリアフリーをめざして』 講師: 廣瀬 圭子氏(ルーテル学院大学総合人間学部 専任講師)
第7回	1月16日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第8回	2月20日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第9回	3月20日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②) ・平成30年度相談支援部会活動報告書について ・平成31年度の活動予定、課題について

3 活動の内容

相談支援部会 グループ①（児童相談について検討）

児童相談 入口について	
検討テーマ	サービスを利用するにあたってのガイド方法の不足
課題	<ul style="list-style-type: none"> • アセスメント体制の整備が不足している。 • 情報の整理が必要。 （以前は相談先が1ヶ所だったが、現在は複数あるためサービスを受ける際に迷ってしまう。） • 療育相談の強化と事業所への繋ぎ方、情報の共有不足。 （学齢期の子供が相談する場所が無く、アセスメント機能を果たす過程が無い。） • 支給量・制度の問題。 （一定量の支給について、支給される23日間フルで使おうという意識になり、放課後デイなど複数事業所を利用する保護者がおり、見発も定員が埋まっている状態。） • 学齢期へ移行する際の学校側との連携不足。 （以前は学童との併用は無だった。最近は併用できるようになっている。放デイは障害がある子の居場所代わりになっている様な状況。そのため居場所が見つからない子も今後増えてくるのではないかな？） • 学校教育時期に障害が見つかった際、福祉へどのようにガイドするか。 （福祉的な相談経緯がないまま、まっしろキャンパスに繋がる事がある。） • 地域子ども家庭との連携が不足している。 • 療育相談のアセスメント不足。 （事業所が先に決まってしまう現状がある。） • 勘案調査、聞き取り内容の不一致。 （聞き取り内容が、児童向けでは無く大人向けのものを使用している。）
対応策案	<ul style="list-style-type: none"> • 療育相談の中で必要であれば、相談支援事業所を紹介し、その後、支給量や事業所が決まる（順）システムになると良い。 • 幼稚園、保育園に今後の流れについてのガイドする方法があると良い。 • サービスを受ける際、相談支援事業所が先に決まっていることが多いが、療育相談を強化するために、児童は、ゆめなりあ・アポロ園を利用するお子さんだけでなく、出来れば療育相談の中で相談支援事業所を紹介し、その後支給量や事業所が決まるシステムになれば良い。その後学齢期の相談につながり、すこやか障害者相談事業所につなげていく事が望ましい。 • 支援者や関係者が相談システムの流れを把握し、保護者に分かりやすくガイドする必要がある。 • 保育園、幼稚園へのフォローの仕組み作りが必要。（巡回訪問など） • 学校教育で、障害児を発見した場合、福祉に繋げる仕組み作りが出来ればよい

相談支援部会 グループ①（児童相談について検討）

児童相談 出口について	
検討テーマ	進路に向けての相談支援事業所と学校との連携の仕方
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 学校側との情報共有（進路について、家族の思いなど）が困難。 • 特別支援学校卒業後のサービスの切り替えの際に、初めて障害福祉サービスのニーズが発生した時や（福祉サービスの情報が全くない）、現在までセルフプランの方等の情報の共有の仕方の問題が出てしまう。 • 卒業後に一旦就職したものの、その後退職した方の福祉サービス情報の共有方法が不足している。 • 教育との連携について、一次相談、二次相談の窓口が曖昧になっている。 • 学校とのパイプ役を誰が担っているのか不明。 • 福祉サービスへのガイド係を担う所が明確になっていない。（すこやか？しかし、マンパワーの問題があり困難） • 進路相談サービスへのつなぎ部分が可視化されていない。
対応策案	<ul style="list-style-type: none"> • 教育の中に福祉の分野を取り入れていけると良い。 • 教育分野と福祉分野の情報共有会議を設定し、情報共有の場を設定する。 • 成人期への移行の時期（のりしろ）に、児童側、成人側が連携しプランを組み立てる事で、情報の共有を図る事ができると良い。 • 卒業後の進路ガイドを保護者に伝える機会を設定する。 • 特別支援教育コーディネーターと連携する場を作る。 • 学校教諭が福祉の仕組みを知らない事もあるため情報の共有が出来ると良い。 • 自立支援協議会に特別支援学校の方に入っただき、入口、出口の役割が明確になると良い。

相談支援部会 グループ② (介護保険との連携について検討)

検討テーマ	障害福祉から介護保険へのスムーズな移行
課題	サービスの考え方や基準についての違い等があり、理解されていない面がある。それによって、移行にあたり、利用者・関係者に不安・混乱・誤解がある。
検討した改善案	①移行時対応の共通認識を形成するために、支援者向けの移行支援マニュアルを作成する。
	②作成した移行支援マニュアルを踏まえて、地域包括支援センター等とすり合わせを行い、整合性を確認する。
	③移行支援マニュアルの活用を通して、移行時対応の理解を促進する。
成果イメージ	①支援者の的確な説明により、サービスの違いを踏まえ、正しい理解に基づいた相談支援体制が充実する。 ②地域包括支援センターと障害福祉相談支援関係者が、介護保険への移行について連携して対応できる。

4 平成31年度(第6期)に向けて

●相談支援体制のあり方についての検討

中野区の相談支援体制の課題と、課題を克服するビジョンを出す。

基幹型(障害福祉課)、委託(4すこやか障害者相談支援事業所)、直営(すこやか福祉センター)、中野区内相談支援事業所の機能と役割をどう整理するか。 →引き続き年間通して『相談支援体制』について考える。

◆相談支援体制のマップ(絵)を作る。

本人、家族と支援者側と、流れを一緒に確認できるマップ(視覚化)

【グループ①】 ◆成人期の相談の課題について

【グループ②】 ◆介護保険への移行、連携について

地域包括との連携に向けて～地域包括支援センター等と情報交換、話し合い

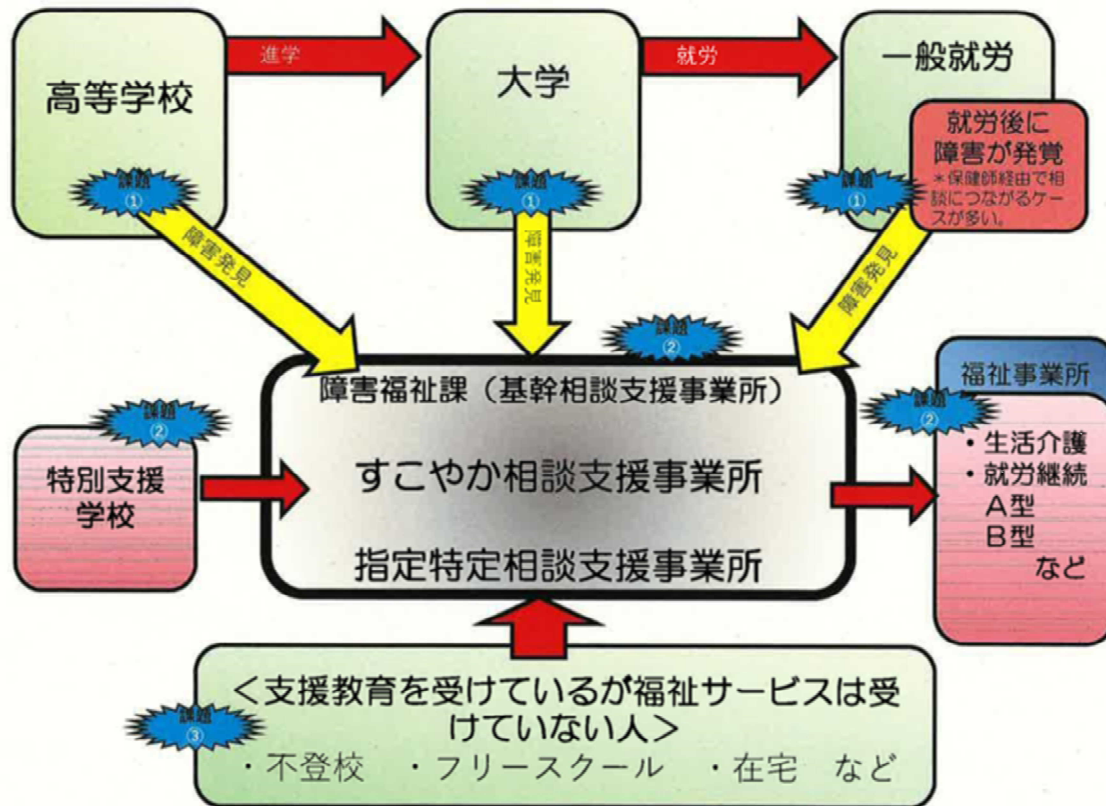
●計画相談の今後のあり方について

◆現状の把握。(計画の支援からもれている部分、足りない部分を把握する。)

◆客観性のある計画を立てる体制について

児童相談 出口（障害相談への入口） 現状フローチャート

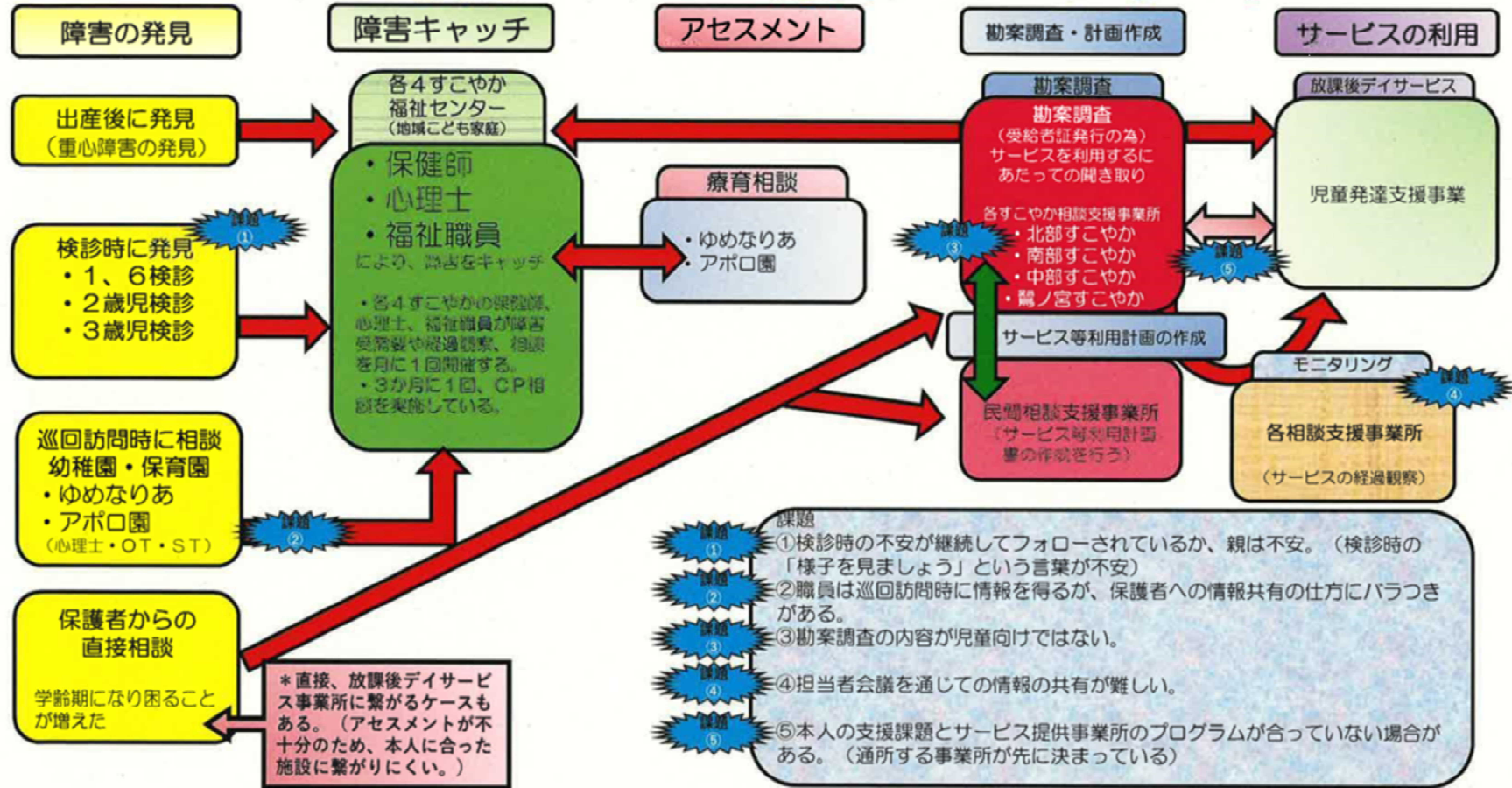
障害の発見



課題

- ① 学齢期以降になってから障害が発覚し、相談に来るケースがある。その場合、福祉に関する情報が無いため、各関係機関との情報の共有が難しい。
- ② 高等部の時に、教育との連携、情報共有の場が無いため、連携がうまくいかない事がある。（それぞれの分野が、各関係機関の役割を知らない）
- ③ 福祉サービスを受けたことがないため、サービスを受けるためのアセスメントがされておらず、福祉に関する情報が無い。そのため、どこに相談をすればよいのかわからない。

児童相談 入口 現状フローチャート



令和元年度 相談支援部会活動報告書

1 部会の検討テーマ

相談支援体制のあり方についての検討

第6期は、『相談支援体制のあり方について』を年間テーマとして、相談支援の課題からグループテーマを抽出。小グループ(2グループ)に分かれて各テーマについて討議を行った。

2 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第10回	4月17日	・平成30年度相談支援部会活動報告書について ・平成31年度の活動予定、課題について ・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第11回	5月15日	・平成30年度相談支援部会活動報告書の確認 ・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第12回	6月19日	・平成30年度相談支援部会活動報告書最終確認 ・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第13回	7月17日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第14回	8月21日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第15回	9月18日	・地域包括との話し合い《介護保険への移行、連携について》 出席／中野北地域包括支援センター、東中野地域包括支援センター
第16回	10月16日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第17回	11月20日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第18回	12月18日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第19回	1月15日	・相談支援体制のあり方についての検討 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
合同 セミナー	1月30日	4部会合同セミナー はじめの一步 『知っていますか？ 障害者権利条約のこと』 講師：桐原 尚之氏
第20回	2月19日	・相談支援体制のあり方についての検討 ・ 年間のまとめ 小グループでの討議 (グループ①・グループ②)
第21回	3月18日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第22回	4月15日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第23回	5月20日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3 活動の内容

相談支援部会 グループ①

検討テーマ	成人期の課題についての検討
課題	<p>(ア) 支援課題とサービス事業種類のミスマッチが起きている (特に就労支援事業所)</p> <p>(イ) 計画相談支援事業所の不足</p> <p>(ウ) 成人期の施設サービス利用後の過ごす場の不足</p> <p>(エ) 福祉サービスに繋がらない障害者の現状</p>
対応策案	<p>(ア) ・アセスメントを行う時期の見極めや相談員のスキルアップ。 ・実習でのアセスメントと的確な判断。 ・サービス事業所を利用する際の手順の明確化と周知。 ・受給者証発行時の基準や手順の見直し。</p> <p>(イ) ・特定相談支援は単独の事業として実施することが望ましい。 ・サービス支給の際の適正なアセスメントの実施。 ・特定相談支援の業務や目的の見直し。</p> <p>(ウ) ・施設サービス利用後、過ごす事のできる場所を検討。 ・場所貸し事業の考案。</p> <p>(エ) ・高齢の親へのサービス提供事業所等と連携。 ケースの発見から福祉サービスへ繋がるためのガイドラインの作成、リーフレットでの呼びかけ。 ・早いうちから、子どもの将来を考えて親子分離をしていく。 ・児童期から福祉サービスを使い、自分の生活がマネジメントできるように。</p>

グループ①の別紙資料を参照のこと

相談支援部会 グループ②

検討テーマ	障害福祉から介護保険へのスムーズな移行
<p>スムーズな移行を妨げるもの (課題)</p>	<p>サービスの考え方や基準についての違い等があり、理解されていない面がある。それによって、移行にあたり、利用者・関係者に不安・混乱・誤解がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援者の2つの制度に関する知識不足、理解不足 (障害者側の支援者は介護保険を、CMは障害者サービスを、互いに理解していないため、正確な情報を利用者に伝えられていない) 2 今の生活を変えたくないという利用者の思いに添えない介護保険制度 (ただし理解不足、知識不足からくる面もあり) 3 障害サービスから移行してきた方のプランを作ったことのあるCMが少ない 障害者サービスとの併用プランを作ったことのあるCMが少ない 4 十分な移行準備期間を作れていない
<p>取り組み</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 障害者総合支援法と介護保険法で提供されるサービスについて比較検討をおこない、双方の基本的理念や利用方法、サービス内容について確認した(資料1) ② 介護保険への移行の流れを確認し、移行に際しあげられた利用者の思い(声)をまとめ、移行時に直面すると予想される課題を整理した。(資料1下、資料2) また、事例を通して流れを検証し課題を整理した ③ 介護保険以外で利用できるサービスの調査をおこなった(資料4) ④ 地域包括支援センターとの意見交換の実施
<p>対応策案</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の不安や誤解を解消するためには、障害サービスと介護保険の支援者双方が両方の制度の知識を深めることが必要。また理解いただくためには相当の時間をかけることが大切となる。(1年前からCMと共同して移行を進めたケースもあり) ② 地域包括支援センターをはじめ、介護保険事業所との日頃からの連携の充実を図る必要がある。介護保険の担当者会議や、サービス担当者会議等への相互参加や、合同地域事例検討会等の実施する環境をつくる。

グループ②の別紙資料を参照のこと

令和元年度 相談支援部会 ①グループまとめ

1、①グループの検討テーマ 「成人期の課題について」

2、グループで取り上げた4つの課題

- (ア) 「支援課題とサービス事業種類のミスマッチが起きている」 (特に就労支援事業所)
- (イ) 「計画相談支援事業所の不足」
- (ウ) 「成人期の施設サービス利用後の過ごす場の不足」
- (エ) 「福祉サービスに繋がらない障害者の現状」

3、4つの課題について 現状や問題・対応策の整理

(ア) 「支援課題とサービス事業種類のミスマッチが起きている」 (特に就労支援事業所)

<現状や問題>

- ・受給者証が発行され、就労移行に繋がったがアセスメントが十分にされておらず、続かなくなり退所してしまうケースが目立つ。
- ・サービス事業形態と利用者の能力がマッチせず、就労へ繋がらないケースがある。アセスメントが不十分な為に、様々な問題へと繋がってしまう。

<今後の対応策>

- ・その方に合ったサービスに繋げるために、アセスメントを行う時期の見極めや相談員のスキルアップが求められる。
- ・事業所側も実習などの際、アセスメントをしっかりと行い、適合か否かの判断を的確に行う。
- ・サービス事業所を利用する際の手順の明確化や周知を行う。(アナウンス方法等)
- ・受給者証発行時の基準や手順の見直しを行う。(その方に合った支給量を利用分のみ支給)

(イ) 「計画相談支援事業所の不足」

<現状や問題>

- ・特定相談支援について中野区の特徴として、居宅サービスを使っていない利用者は、自施設の相談支援専門員が計画相談を作成している現状がある。また、居宅サービスを利用している方は、現在「すこやか」が受けているが、すべてを受けきれず中野区障害福祉課と連携し、作成先の選定をしたり、セルフプランでの対応を行っている。
- ・特定相談において、自施設利用者のみでの作成だけではなく他施設の利用者の作成ができると「すこやか」の業務減になるが、日中事業の支援と兼務で行っているため、業務の負担が大きくなってしまう。
- ・サービス支給量が決定し受給者証が発行されたが、サービス事業所の数が比例しておらず、サービスの利用ができない現状がある。

<今後の対応策>

- ・特定相談支援は日中支援事業との兼務ではなく、単独の事業として実施した方が良い。
- ・サービス支給量の際の適正なアセスメントの実施が望まれる。
- ・特定相談支援の業務や目的の見直しが必要。

(ウ) 「成人期の施設サービス利用後の過ごす場の不足」

<現状や問題>

- ・児童の時は、放課後等デイサービスの利用ができたが、成人期になると放課後に過ごす場所がない。
- ・施設サービス利用後の16:00～18:00の時間帯のヘルパー利用ニーズが高く、サービスの利用が殺到し、利用ができない現状がある。

<今後の対応策>

- ・施設サービス利用後、過ごす事のできる場所を検討し提供していく。(休憩スペースの様な場所の提供。地域センターの空き部屋や、イートイン等のスペースの有効活用)
- ・場所貸し事業の考案

(エ) 「福祉サービスに繋がらない障害者の現状」

<現状や問題>

- ・家族内で障害者を外に出さない等の様に、障害者を持つ親としての生きづらさが感じられる事件やニュースが多い。
- ・世間体を気にするため、福祉サービスに繋がりにくい。
- ・親が高齢となり、福祉サービスを利用する事となり家庭訪問をした際に、子供の方が、福祉サービスが必要だったケースがある。現状、このようなケースは訪問して初めて分かるケースが多く、見つけるのは困難。

<今後の対応策>

- ・高齢の親へのサービス提供事業所等と連携し、ケースの発見から福祉サービスへ繋がるためのガイドラインの作成や、リーフレットでの呼びかけを行っていきると良い。
- ・早いうちから、子供の将来を考えて親子分離をしていく事が大切。
- ・児童のうちから将来を考え、福祉サービスを使いながら自分の生活がマネジメントできるようにしていかなければならない。

令和元年度 相談支援部会 ②グループまとめ

1. 検討テーマ 「障害福祉から介護保険へのスムーズな移行」
2. 課題
サービス提供基準に違いがあり、移行にあたり利用者・関係者に誤解や不安がある。
3. 課題改善への取組み
 - ①障害者総合支援法と介護保険法で提供されるサービスについて比較検討を行い、双方の基本的理念や利用方法、サービス内容について確認した。（資料1）
利用者からは「長年作り上げてきた生活を壊したくない、生きがいの外出を続けたい」などの声も聞かれるが、移行した場合にその思いの全てに対応できない現実もある。
 - ②介護保険への移行の流れを確認し、移行に際しあげられた利用者の思い（声）をまとめ、移行時に直面すると予想される課題を整理した。（資料1下、資料2）
介護保険移行者は1年前に確認できるため、理論上はその時から移行の準備は始められる。しかし介護保険申請は誕生月の1ヶ月前からとなる。
 - ③実際の事例を通して、上記①、②の移行の流れの検証をおこなった（資料3）
この事例の場合、障害サービスと同量の介護サービスの支給決定を受けることができた。また外出の機会の確保や日中活動の場の確保のために障害サービスの併用を行っている。本人の希望する生活を送るため介護と障害それぞれのサービスを組み合わせたプランを作成するスキルがケアマネージャーには必要となる。
 - ④区内で利用できる主なインフォーマルサービスの調査を行った。
例として社会福祉協議会でおこなっているサービス等（資料4）
 - ⑤地域包括支援センターとの意見交換を行った。
4. 今後の課題
 - ①利用者の不安や誤解を解消するためには、障害サービスと介護保険の支援者双方が両方の制度の知識を深めることが必要といえる。しかしながら障害サービスから移行してきた方のプランや、障害サービスとの併用プランを作ったことのあるケアマネージャーは少ないのではないかと。一方で介護保険の知識を持った障害の相談支援専門員も少なく助言もしにくい。
 - ②上記1の課題を解決するためにも、地域包括支援センターや介護保険事業所との日頃からの連携充実は必要といえる。介護保険の担当者会議やサービス担当者会議等への相互の参加や、合同での地域事例検討会の実施がしやすい環境作りが必要といえる。

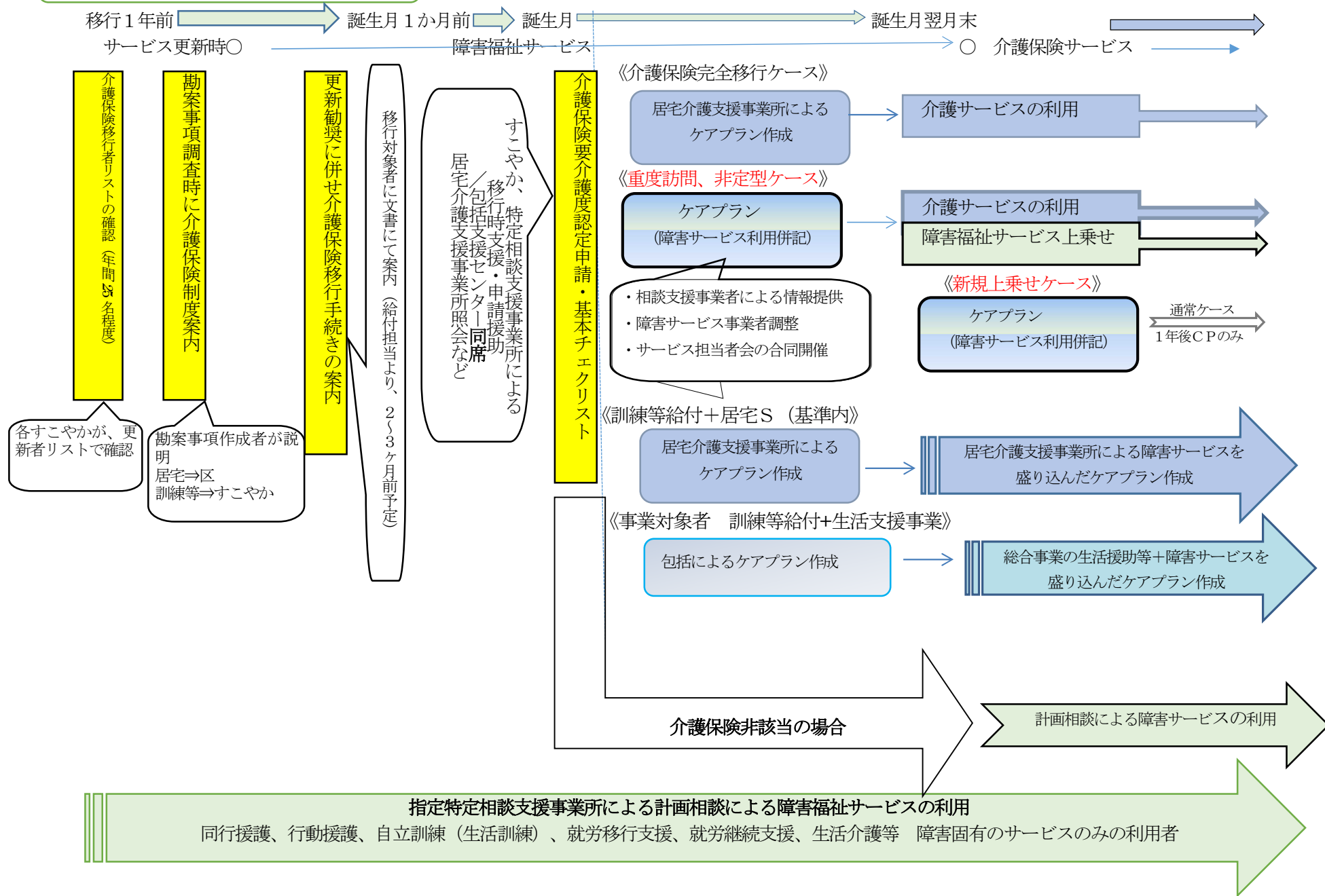
	障害福祉サービス	介護保険
基本理念	<p>基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。</p> <p>必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられ、社会参加の機会が確保されること。</p>	<p>加齢に伴い、介護を必要とする者が尊厳を持って、自立した生活を営めるように サービスを受けること。要介護状態となることを予防するための健康保持増進、要介護状態となった場合にも、介護サービスを利用して能力維持向上に努める。</p>
申請所管 相談先	<p>区役所障害福祉課 すこやか障害者相談支援事業所</p>	<p>区役所介護・高齢者支援課 地域包括支援センター</p>
相談員	相談支援専門員（セルフプラン有り）	介護支援専門員（ケアマネージャー）
利用者負担	応能負担（負担能力に応じて支払う）	<p>応益負担（原則 1 割負担）※負担軽減あり 要介護度により限度額が変動</p>
事業所	障害特性に対応した事業所は少ない	事業所数は多い
サービス	<p>【居宅介護】（身体介護・家事援助・通院介助） 【重度訪問介護】（重度の障害者を対象とした見守りも含めた総合的な介護支援） ※障害支援区分に基づく標準的な支給量内でサービスに必要な分の時間を調整</p>	<p>【訪問介護】（身体介護・生活援助） 【訪問入浴介護】 【訪問リハ・訪問看護】 ※介護認定に基づく支給限度内でサービスに必要な分の時間を調整</p>
	<p>【短期入所】（福祉型・医療型）</p>	<p>【短期入所生活介護】【短期入所療養介護】</p>
	<p>通所系サービス【生活介護】【就労系事業】 【自立訓練】</p>	<p>【通所介護】（デイサービス） 【通所リハビリテーション】（デイケア）</p>
	<p>外出支援【居宅介護】（通院介助） 【同行援護】（視覚障害者） 【行動援護】（知的・精神障害者） 【重度訪問介護】（重度障害者）</p>	<p>【訪問介護】 （通院・生活必需品等の買い物同行）</p>
	<p>社会参加【移動支援】 （趣味・健康増進・自己啓発等の外出支援）</p>	
	<p>【補装具】障害者等の身体機能を補完又は代替し継続して使用される物で、医師等の意見又は診断に基づき使用されるもの。支給する。 （義手、義肢、装具、車椅子、補聴器、眼鏡等） 【日常生活用具】日常生活を安全かつ容易にするもの。障害要件あり。給付する。 （特殊寝台、移動・移乗支援用具、吸入器等）</p>	<p>【福祉用具貸与】日常生活の自立を助ける為のもの。レンタル（車椅子、特殊寝台、歩行器等） 【福祉用具購入費の支給】 自立を助けるためのもので、排泄や入浴など貸与になじまないもの。 （腰掛け便座、入浴補助用具） ※障害サービスと共通するものは介保優先。</p>
<p>生きがいの支援 趣味趣向への支援が認められる 派遣されたヘルパーによって依頼（サービス）内容を調整</p>	<p>日常生活に必要なものの支援 趣味趣向への支援は認められない ケアプランに則りサービス内容を統一</p>	

（資料 1） 障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

※障害者サービスから介護保険サービスへの移行へ向けての声（H29 年 9 月相談支援部会資料より）

- ・長年作り上げてきた生活を壊したくない
- ・生きがいの外出を続けたい
- ・経済的負担が心配
- ・ケアマネージャーが間に入り、情報が入りにくなる
- ・介護保険では、時間を制限されるので息苦しい

(資料2)中野区の介護保険への移行手順



（資料3-①） 事例検討

対象者 Aさん 64歳 女性 統合失調症

1. 現在利用中の障害サービス

【居宅介護】 家事援助及び身体介護を利用。身体介護のヘルパー同行により銭湯での入浴（入浴はこの1回のみ）を利用中。

【就労継続支援B型】1回程度/週 足腰が弱くタクシー利用。

【短期入所】5日程度/月 利用。

【自立支援医療（精神通院）】訪問看護を利用。服薬管理等。 【移動支援】1回程度/週利用。

2. Aさんの希望（障害サービスから介護保険サービスへ移行しても...）

①家にずっと居たくはない。外出したい。

②お風呂に入りたい。

3. 介護保険へ移行するに当たって課題となること

①銭湯での入浴を代替えるサービス

②就労継続支援B型のタクシー利用での通所から送迎のあるデイサービスへの移行

③服薬管理の継続

4. 障害者相談支援事業所の呼びかけによるケースカンファレンスの実施

参加者：本人、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、保健師、訪問看護事業所、訪問介護事業所、短期入所施設、B型施設、

目的 ①現在のサービスを継続するために必要なサービスを確認する。

②介護保険、障害福祉でどの部分を担うのかを整理する。

③仮に、介護保険認定結果によりサービスが不足した場合の補完するサービスの検討。

内容 ①就労継続支援B型及び移動支援は障害福祉サービスを継続する。また、自立支援医療も継続し訪問看護による服薬管理等を行う。

②入浴については、介護保険でのデイサービス利用を視野に入れる。

③居宅介護事業所は障害から介保へ移行しても同一の事業所が支援可能。

④短期入所は現在の事業所が利用できなくなる可能性がある。移行後に施設を検討する。

課題 ①介護認定結果によりサービス量が大きく変わってしまう可能性がある。

②サービス量が減った場合、障害福祉サービスで補える量が不明確。

③サービス量が減った場合の本人への説明が難しい。

（今まで通りの生活を送りたいとの本人の希望を叶えることができない可能性がある）

④従来使っていた障害福祉のショートステイの代替えが見つかっていない

5. 要介護認定結果によるサービスの移行 資料3-2参照

- ・介護保険移行前のケースカンファレンスにより、各担当者・事業所の共通認識が図られほぼ同じ量のサービスが提供できスムーズな移行ができた。

*この事例はご本人様に対して第三者に内容を提供する事の同意を得ました。

(資料3-②)Aさんのサービスについて

令和1年10月7日

(現在のサービス)

(介護保険移行後)

種類	担当	内容	備考
計画相談	B事業所 相談支援専門 員	サービス等利用計画 の作成	
		サービスの調整等	
居宅介護 (家事援助)	C事業所	掃除、洗濯、買い物	14時間/月 3回/週 1回1時間
居宅介護 (身体介護)	D事業所	入浴介助	7.5時間/月 1回1.5時間
就労継続B型	E事業所	日中活動の場	週1日程度
短期入所	F事業所		5日/月
移動支援	G事業所	買い物・散歩同行	週1回
訪問看護	H訪問看護ス テーション	服薬管理等	自立支援医療 週1回



種類	担当	内容	備考
ケアプラン	I事業所 ケアマネー ジャー	ケアプランの作成	
		サービスの調整等	
居宅介護 (家事援助)	C事業所	継続で支援	3回/週 1回1時間
居宅介護 (身体介護)	利用しない		入浴介助はデーサービス 利用 週1回
就労継続B型	E事業所	日中活動の場	障害福祉サービス継続 週1日
短期入所	未定	介護保険で利用先を 検討中	必要に応じ利用
移動支援	G事業所	買い物・散歩同行	障害福祉サービス継続 週1回
訪問看護	H訪問看護ス テーション	服薬管理等	自立支援医療 週1回

(資料4) 障害者が利用できそうな介護保険以外のサービスの一例

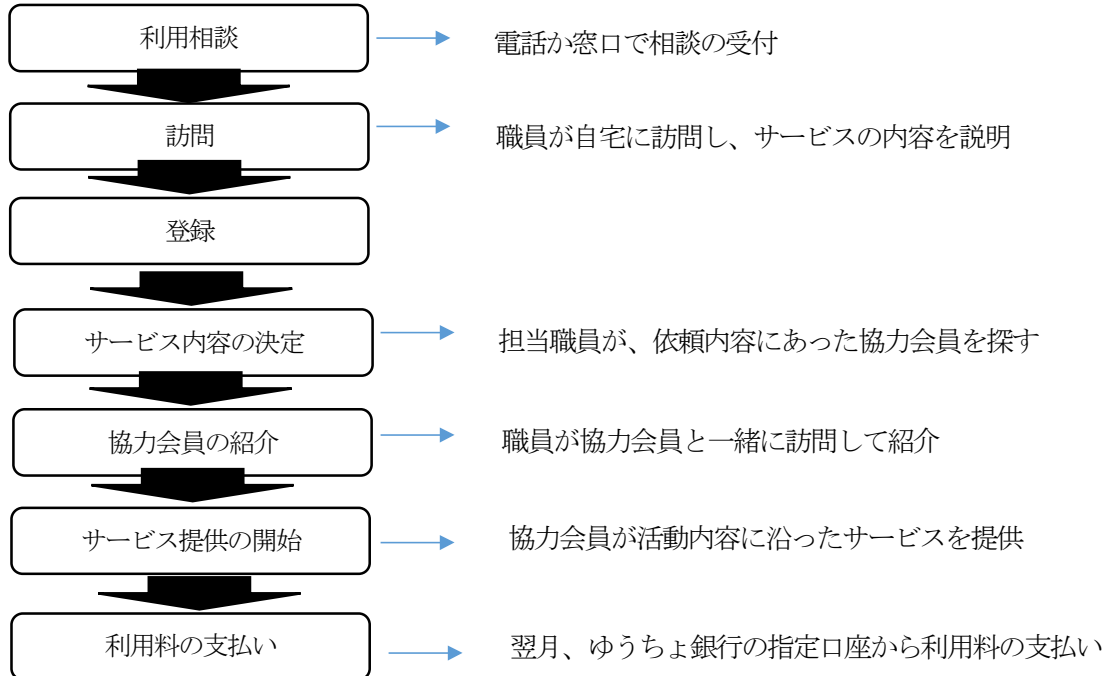
【中野区社会福祉協議会】

1. ほほえみサービス

① 内容

高齢者・障がい者・病気・出産などの事情により、日常生活の支援を必要とする方に対し、地域住民の参加と協力により家事や介護のお手伝いをする会員制の有償在宅サービス。

② サービス利用までの流れ



③ 会員の対象

利用会員	中野区内にお住まいで、何らかの事情により家事や介護の支援を必要とされる方 ・高齢者 ・障がい者 ・病気やけがにより、支援を必要とされる方 ・産前産後の方（妊娠中～おおむね産後6カ月）	年会費 3,000円
協力会員	20歳以上の方で、ほほえみサービスが行う福祉サービス活動に協力できる方	年会費 1,000円
賛助会員	ほほえみサービスの趣旨に賛同し、経済的に援助いただける方	一口 1,000円

④ サービス内容・利用料金

家事援助サービス	食事作り、洗濯、掃除、買い物・薬とり、話し相手、草むしり、大掃除、趣味のお手伝いなど	1時間 800円
介護援助サービス	外出の付き添い、通院介助、車いす介助、保育、見守りなど	1時間 1,000円

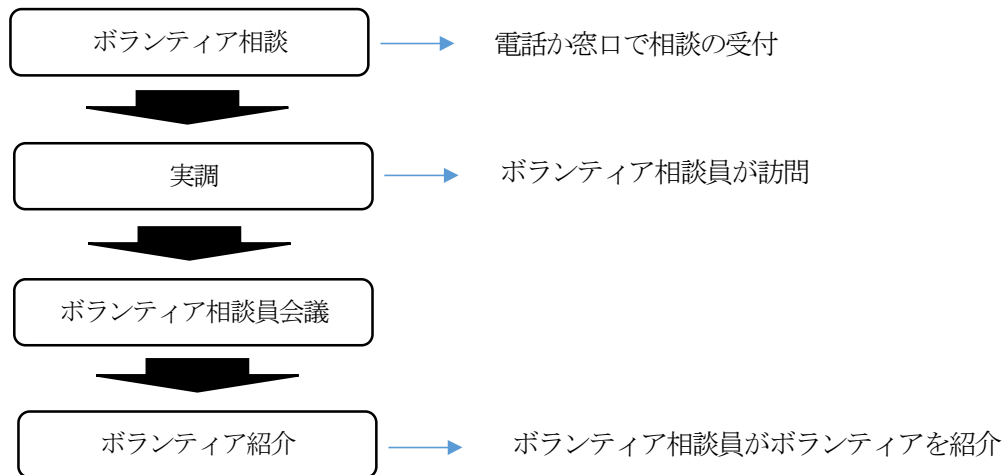
※今後、利用料金の変更予定あり

2.中野ボランティアセンター

①内容

「外出の付き添いをしてほしい」「イベントの手伝いをしてほしい」といったボランティアの協力を求める個人・施設・団体からの相談を受けてボランティアの紹介をしています。

②利用までの流れ



以 上

平成30年度 地域生活支援部会活動報告書

1 部会の検討テーマ

1. 障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援
2. 地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービス・しくみ等の情報収集、情報交換と活用
3. 相互理解を進めるための機会づくり

2 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第1回	8月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員自己紹介 ・部会の進め方について ・平成29年度地域生活支援部会を振り返り、30年度の部会の進め方、検討課題について意見交換を行った。 ・各事業所の取り組み、困難ケースの事例の意見交換や情報共有等を行った。
第2回	9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度スケジュール(案)について検討し、開催内容や日程、担当者を決定した。 ・精神保健福祉についての情報交換
第3回	10月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討として、「身体拘束についての取り組み」「精神障害のある方を取り巻く現在の状況や生活のしづらさ」「グループホーム職員の人材育成のポイント」「一人暮らしの中で課題や解決事例」等について事例報告を行い、意見交換をした。 ・12月のグループホーム見学会の案内、4部会合同セミナーの進捗状況などを確認した。
第4回	11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・大家さん向けセミナーPart7について、構成、講師依頼、時間配分などについて意見交換を行った。 ・地域生活支援拠点について、区担当者から進捗状況の説明、情報共有を行った。
第5回	12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム うららかの見学会を行った。 ・中野区ユニバーサルデザイン推進計画(素案)について情報を共有した。
第6回	1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・大家さん向けセミナーpart7の内容詳細、今後の周知、申込、役割分担について、最終確認を行った。 ・4部会合同セミナーの役割分担等について、最終確認を行った。
—	1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・4部会合同セミナー
—	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・大家さん向けセミナーpart7「障害者が住みやすい中野を作ろうよ！」を中野区産業振興センターで開催した。グループホーム開設に向けた取り組みについて、改訂された「障害者グループホーム普及に向けてのガイドブック」等を参照にした講演、グループ討議を行った。 <p>※参加者37名</p>
第7回	3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・大家さん向けセミナーpart7の振り返りとアンケート結果の報告を行った。 ・平成30年度地域生活支援部会を振り返り、平成31年度の部会の検討事項等の意見交換を行った。

3 個別課題について

検討テーマ1	障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援
現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が暮らせるアパート等の物件やグループホーム開設のための建物の確保が難しい。 ・建物所有者や、地域の方の理解が得られないケースが多い。 ・大家さん向けセミナーを通し、GHも増えた。引き続き継続し、障害者への理解を深めていくこと

	が大切である。
具体的な取組	・ 大家さん向けセミナーの開催の他、グループホーム見学会を実施した。
到達点	・ GHなどの住まいの整備や、賃貸物件の利用しやすい仕組み等により、障害者への理解が得られ、障害のある方が安心・安全に地域で生活できる。
成果	・ 第7回目となる大家さん向けセミナーは、実際にGHを立ち上げた経緯や、地域でのトラブル事例などの紹介、その後のグループ討議における活発な意見交換があり、不動産屋さん、大家さんの理解促進が図られた。 ・ グループホーム見学会、事例検討会を通し、部会員の理解も深まり、意識啓発が図れた。

検討テーマ2	地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービス・しくみ等の情報収集、情報交換と活用
--------	---

現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3障害に対応した緊急時に利用できるサービスの充実が求められている。 ・ 緊急時や夜間でもサービスの利用ができるように調整するコーディネート機能が必要である。 ・ 親亡き後の支援のあり方や成年後見についての勉強会を通し、部会員の意識啓蒙を図るとともに当事者家族への働きかけ等も必要である。
具体的な取組	・ 事例検討として、「身体拘束についての取り組み」「精神障害のある方を取り巻く現在の状況や生活のしづらさ」「グループホーム職員の人材育成のポイント」「一人暮らしの中で課題や解決事例」等について事例報告を行い、意見交換をした。
到達点	・ 地域生活を支えるための制度が周知され、必要な時に必要なサービスを受けることができる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例報告を通じて地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービスの情報交換が行うことができた。 ・ 情報交換等を行う中で、共通の悩みや課題があることがわかり、問題解決の糸口となった。 ・ 今後とも定期的な情報交換を継続して行い、共通理解、問題解決につなげていくことが確認できた。

検討テーマ3	相互理解を進めるための機会づくり
--------	------------------

現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に対する理解、啓発はまだ不十分である。 ・ 直接支援していない他障害については共有できていない。
具体的な取組	・ 昨年度に引き続き三部会合同セミナー「はじめの一步～地域でともに考える～」の開催により、地域の方々と当事者、支援者などが障害者の地域生活を考えながら交流できる機会を作った。
到達点	・ 障害による差別の解消を推進し、相互に人格と個性を尊重し共生する社会が実現されている。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8回目の合同セミナー「はじめの一步」は民生児童委員・町会の方の関心の高さが伺われた。 ・ セミナー内の講演内容は、中野区の取り組みを交えた講和であり、わかりやすく、地域の方にも大変好評だった。

第6期 令和元年度 地域生活支援部会活動報告書

1 部会の検討テーマ

1. 障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援
2. 地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービス・しくみ等の情報収集、情報交換と活用
3. 相互理解を進めるための機会づくり

2 活動の経過

回	月日	活動・検討内容
第1回	5月9日	<p>○委員自己紹介</p> <p>○今期の日程について 大家さん向けセミナー、世話人さん情報交換会、見学会、事例検討会・勉強会等の実施等について検討した。</p> <p>○今期の部会の進め方・検討課題について 平成30年度の部会を振り返り、部会の進め方、検討課題、取り組みの方向性について意見交換を行った。</p>
第2回	6月13日	<p>○令和元年度スケジュールについての確認</p> <p>○開催内容や担当者について スケジュール(案)について検討し、開催内容や日程、担当者を決定した。成果物の作成、福祉の人材確保や人材育成についての意見交換を行った。</p>
第3回	7月11日	<p>○セミナー案の検討、意見交換を行った。</p> <p>○パンフレット等成果物について、意見交換を行った。</p> <p>○次回のグループホーム見学会について</p>
第4回	8月8日	<p>○グループホームあいいく丸山の家の見学会を行った。</p>
第5回	9月12日	<p>○見学会振り返り、感想、意見交換を行った。</p> <p>○事例検討として、カサデオリーバ、せせらぎから「入居の方が地域で生活する上での困難」「その要因と必要とされる支援、課題」「地域に住んでいて福祉に繋がりにくい事例」「自立生活援助」等の事例報告を行い、意見交換を行った。</p> <p>○部会セミナーについて、タイトル、開催する時間帯、内容、講師、セミナーの周知方法などについて意見交換を行った。</p> <p>○4部会合同セミナーのテーマについて、意見交換を行った。</p>
第6回	10月8日	<p>○部会セミナーの内容について検討した。</p> <p>○パンフレット等成果物について、意見交換を行った。</p> <p>○次回の病院見学会の参加確認・案内、情報共有を行った。</p> <p>○4部会合同セミナーのテーマについて、情報共有を行った。</p>
第7回	11月14日	<p>○翠会ヘルスケアグループ医療法人社団翠会 陽和病院の見学会を行った。</p>
第8回	12月12日	<p>○陽和病院見学会(11月14日)振り返り</p> <p>○事例検討 かみさぎこぶし園、弥生福祉作業所 「福祉サービスの利用経験、情報がまったく無い方の支援」「強度行動障害のある方への支援」等について事例報告を行い、意見交換を行った。</p> <p>○部会セミナー チラシ、アンケート(案)について意見交換を行った。</p> <p>○4部会合同セミナーについての情報共有、チラシを各委員に配布した。</p>
第9回	1月16日	<p>○4部会合同セミナーの最終確認を行った。</p> <p>○部会セミナー最終打合せ 具体的なタイムスケジュール、受付、ファシリテーターなどの役割分担を決め、参加者アンケートについて意見交換を行った。</p>

大家さん セミナー	2月13日	○部会セミナー「障害者グループホーム開設に向けた取組み」Part8を、中野区産業振興センターで開催した。実際のGH立ち上げに至った経緯や、地域移行と支援についての基調講演、障害者施設係、住宅課住宅政策係からのお知らせのほか、グループ討議を行った。 ※参加者61名
--------------	-------	--

3 個別課題について

検討テーマ1	障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援
--------	---------------------------

現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が暮らせるアパート等の物件やグループホーム開設のための土地及び建物の確保が難しい。 ・建物所有者や、地域の方の理解が得られないケースが多い。 ・大家さん向けセミナーを通し、GHも増えた。引き続き継続し、障害者への理解を深めていくこと、また当事者家族や支援者同士がつながりをもてる場を作ることが大切である。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大家さん向けセミナーの開催の他、グループホーム見学会を実施した。 ・精神科病院の見学を行ない、入院者の地域移行の取組みについて、現状と課題を知る機会を得た。
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・GHなどの住まいの整備や、賃貸物件の利用しやすい仕組み等により、障害者への理解が得られ、障害のある方が安心・安全に地域で生活できる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回目となる大家さん向けセミナーは、実際にGHを立ち上げた経緯や、地域でのトラブル事例などの紹介、その後のグループ討議における活発な意見交換があった。区報による周知の効果が大きく、GH設立や住まいの場の確保について興味・関心や前向きな意向のある当事者ご家族や事業者も多く参加された。 ・施設、病院見学会、事例検討会を通し、部会員の理解も深まり、意識啓発が図れた。

検討テーマ2	地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービス・しくみ等の情報収集、情報交換と活用
--------	---

現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・3障害に対応した緊急時に利用できるサービスの充実が求められている。 ・緊急時や夜間でもサービスの利用ができるように調整するコーディネート機能が必要である。 ・親亡き後の支援のあり方や成年後見についての勉強会を通し、部会員の意識啓蒙を図るとともに当事者家族への働きかけ等も必要である。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討として、「入居者の方が地域で生活する上での困難」「その要因とされる支援、課題」「地域に住んでいて福祉に繋がりにくい事例」「自立生活援助」「福祉サービスの利用経験、情報がまったく無い方の支援」「強度行動障害のある方への支援」等について事例報告を行い、意見交換をした。
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を支えるための制度が周知され、必要な時に必要なサービスを受けることができる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討を通じて地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービスの情報交換が行うことができた。 ・情報交換等を行う中で、共通の悩みや課題があることがわかり、問題解決の糸口となった。 ・今後とも定期的な情報交換を継続して行い、共通理解、問題解決につなげていくことが確認できた。

検討テーマ3	相互理解を進めるための機会づくり
--------	------------------

現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に対する理解、啓発はまだ不十分である。 ・ 直接支援していない他障害については共有できていない。 ・ 業界全体的に人材不足の状況にあり、新しい人材の確保や定着及び育成において課題がある。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度に引き続き4部会合同セミナー「はじめの一步～地域でともに考える～」の開催により、地域の方々と当事者、支援者などが障害者の地域生活を考えながら交流できる機会を作った。
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害による差別の解消を推進し、相互に人格と個性を尊重し共生する社会が実現されている。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9回目の合同セミナー「はじめの一步」は民生児童委員・町会の方の関心の高さが伺われた。 ・ セミナーは「障害者権利条約」について、当事者運動に携わる講師より具体的事例や現状を交えて分かりやすく伝えられ、意見交換では様々な意見が交わされ、地域の方にも好評だった。

平成30年度 就労支援部会活動報告書

1 部会の検討テーマ

- ・作業活動における工夫及び課題
- ・生活支援に係る取組み
- ・障害者こよう雇用における企業の視点や取組み

2 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第5期第17回	4月17日(火)	第5期活動の振り返り（個別課題：一般就労の促進、工賃向上の取組み、障害者就労支援ネットワークの取組みへの支援）
第5期第18回	5月15日(火)	第5期活動のまとめ及び第6期(平成30年度分)検討テーマ等の確認 就労定着支援の取組みに係る意見交換
第6期第1回	6月19日(火)	第6期(平成30年度分)における検討課題について
第6期第2回	7月17日(火)	作業活動における各事業所の工夫や課題について
第6期第3回	9月18日(火)	障害者雇用における企業の視点や取組みについて
第6期第4回	10月16日(火)	生活支援に係る取組みについて
第6期第5回	11月20日(火)	平成30年度前期検討等のまとめ
第6期第6回	1月15日(火)	国等公共機関の障がい者雇用の原状と今後の方向性について (きょうされん 事務局次長による情報提供)
第6期第7回	2月19日(火)	中野区障害者就労支援ネットワーク共催セミナー
第6期第8回	3月19日(火)	平成30年度報酬改定の影響及び就労定着支援事業の現状について

3 個別課題について

課題1	作業活動における各事業所の工夫や課題について
現状の認識	・各事業所より、作業における工夫と目的、効果及び課題を提起
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の効率性の向上(ミスを減らす、検品しやすくする、利用者が見通しをもちやすくする等)、作業の進捗を把握しやすくする等の理由により、作業単位を設定 ・作業の手順書の作成、作業室内の構造化、視覚化した支援、自助具の作製、作業スキル、利用者間の相性を考慮したグルーピング ・参加作業の自己決定 ・休憩時間の過ごし方の工夫
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって取組みやすい環境の設定 ・スキルアップのための支援(時間帯、受注業務の期日・内容等に応じた取組み) ・職員の責任の明確化、検品や利用者を支援しやすい業務のながれ、環境づくり
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が見通しをもてる作業への取組みによるミスの削減、作業効率の向上 ・環境設定、自己決定等による利用者のモチベーションアップと作業技術向上 ・高齢化する利用者への支援と工賃の維持向上に係る課題が見込まれる。
課題2	障害者雇用における企業の視点や取組みについて

現状の認識	マルチグループにおける障害者雇用について企業の取組み及び視点を学ぶ
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「労働の対価」として給与を貰う、という従業員としての心構え、業務水準の維持 ・「積極的配慮」により、生産性向上・業績アップに繋がり、障害者、会社とも「WIN-WIN」の関係へ ・適材適所の配置、教育制度(評価。ライセンス取得→張り合い)、環境整備(自助具、45分測定器等)
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ討議を踏まえ、企業の取組み、企業が求めること等への認識を深めた (面接で明らかにされなかった課題への対応が必要になったケース、事前の情報共有、備えがあることで回避できるものがある) ・労働人口減少に伴い、障害者雇用に追い風が吹いていると思われるが、多様化する障害、就労における課題等について、就労支援者、企業とも見識を深めることが必要
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・生活面や働くことの意識づけなど、障害福祉サービスにおける支援に繋がる視点の確認 ・福祉的就労と企業等への就労との違いへの本人及び家族の理解の乖離に係る課題の認識

課題3	生活支援における各事業所の工夫や課題について
-----	------------------------

現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所より、生活支援における工夫と目的、効果及び課題を提起 ・就労継続支援B型における支援範囲の拡大(本人または家族の高齢化、重度化等)と平均工賃額に影響を受ける自立支援給付体系による事業所収入の課題
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・通院同行(医療連携による支援計画への反映、服薬管理等の確認) ・プログラム、クラブ活動(仕事とのメリハリをつける、余暇活動につなげる等の目的による外出体験、学びの機会、ボランティア等人間関係の拡充等) ・スポーツプログラム(体づくり、ストレス発散等) ・食事の提供、調理プログラムの実施(栄養バランスへの配慮、自信と自立心を育む) ・家族連携(家族懇談会、家庭訪問等による現状把握及び支援計画への反映)
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・生活面への支援、ヒューマンスキルの育みが就労支援、工賃向上につながる ・計画相談の役割、関係機関連携の重要性の確認 ・サービス提供における生活支援の意義を評価する構造の必要性
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスにおける就労支援は生活面における支援、関係機関連携も必要であることを認識 ・現状の報酬体系における限界(計画相談における計画作成月以外の支援時間の確保が困難、就労者・工賃が反映する報酬体系により就労支援サービスにおける生活支援に係る人材、時間の確保が困難)を訴え、評価される仕組みとするような働きかけが必要

課題4	平成30年度報酬改定の影響及び就労定着支援事業の現状について
-----	--------------------------------

現状の認識 具体的な取組	<p>【就労移行支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援利用者が少なくなっている。考えられる理由として、B型の利用者が高齢化し、就労移行支援へ移る方が減少傾向にあること、特別支援学校からの就労者が増加していることがある。 <p>【就労継続支援B型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標工賃達成加算の廃止による報酬の減を、土日開設等実施日数を増やし対策したが、日数を増やした分の作業量の確保が難しい面もあった事業所がある一方、大きな影響を受けなかった事業所もあった。 ・工賃を時給で支給する事業所は、就労時間が短い方も平均工賃に反映するため、時間給による評価や工賃ではない評価方法を望む声があった。 <p>【就労定着支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担が生じる方が利用しない選択をされる方もおり、制度の趣旨から外れたことが生じている。就労移行支援を利用していない方は就労定着支援を利用できない制度的な課題がある。 <p>【公官庁における障害者雇用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省庁毎に採用面接が異なる。また、採用後の研修等の情報が無い。省庁によって障害者雇用の取組みも違いがあり、就労支援する側も不安がある。 ・ハローワークに、公官庁における採用により、法定雇用率が満たせなくなった企業等からの相談は2件ほどあった。
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・難しい作業に取り組むことが困難な方や、利用サービスとのミスマッチが生じている方に対する支援等に対する評価の視点、平均工賃で事業を評価する仕組みの危険性について伝え続けることが必要。 ・練馬区や杉並区では区がチャレンジ雇用に取り組んでおり中野区においても同様の取組みをすると良い。

第6期 令和元年度 就労支援部会活動報告書

1 部会の検討テーマ

- ・通所事業所の作業活動における工夫及び課題
- ・通所事業所の生活支援に係る取組み
- ・障害者雇用における企業の視点や取組み

2 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第6期第9回	4月16日(火)	第6期平成30年度の活動振り返り 第6期平成31年度の取組みについて
第6期第10回	5月14日(火)	第6期平成30年度の活動振り返り 第6期平成31年度の取組みについて
第6期第11回	6月18日(火)	①特別支援学校・障害者就労施設等連携事業実績報告 ②民間共同受注促進事業実績報告
第6期第12回	7月17日(火)	「障害者の高齢化に対応したプログラム」について
第6期第13回	9月17日(火)	東京都庁の障害者雇用「東京チャレンジオフィス」の取組みについて
第6期第14回	10月15日(火)	中野区役所庁舎内体験実習の取組みについて
第6期第15回	11月19日(火)	「障害者雇用、事業所活動の理解を地域に広げるために」
第6期第16回	1月21日(火)	「自立支援協議会から地域への情報発信」について
第6期第17回	2月19日(火)	中止
第6期第16回	3月17日(火)	中止

3 個別課題について

課題1	作業活動における各事業所の工夫や課題 「共同受注促進事業の実績から今後の受注の在り方について検討する」
現状の認識	平成30年度の共同受注促進事業の実績報告を通して事業所の生産活動、工賃について話し合った

<p>具体的な取組</p>	<p>【共同受注促進事業の目的】 専任の受注開拓員が民間企業等に営業活動を行い、受注・分配から納品まで、障害者就労施設に対して支援を行う。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度より「国等による障害者就労施設等からの物品等の推進等に関する法律」に基づく以前から中野区は、障害者就労支援施設への受注機会の拡大の取り組みとして、共同受注促進事業を東京都内では、初めて事業として、中野区障害者福祉事業団に委託し、行ってきた。平成 23 年度の受注額は、年間 280 万円だったが、平成 30 年度は、1400 万円に達した。この額は、東京都内では、高額受注になる。 ・平成 29 年度より 300 万円ほどさがっているが、受注単価が上がった。その分、仕事の内容が高度化している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成品の保管および部材置き場等スペースの確保(保管スペースの問題) 保管場所がある事業所は、ある程度の量を受注できるが、保管場所がない事業所は、受注しにくい。 ・部材のデリバリー機能の把握と実施(独自で引き取り、納品、分配ができる仕組み) 1 か所では受けきれない受注量を複数の事業所にて分配受注するのが理想だが、運搬費用等から企業は、1 か所の事業所が受注してほしいと考えている。 ・長期安定の継続した仕事の確保と仲介実績の確立(仲介受注の促進) 受注開拓員が受注からデリバリー、納品を行うのではなく、事業所が直接受注していくよう仲介の促進。 ・営業、受注調整、配送人の慢性的なマンパワー不足(専任職員の充実) ・公平な分配と配分先の選定方法の確立(発注の仕組みづくりの確立) ・作業工賃単価のアップに伴い、仕事の内容は、高度化している。そのため、受注できる事業所が限られる場合がある。
<p>到達点</p>	<p>共同受注促進事業の実施により、中野区内の受注額が拡大し、工賃向上につながった。各事業所の仕事は、共同受注促進事業からの受注の割合が高い。</p>
<p>成果</p>	<p>受注量を増やしていくには、各事業所が連携して取り組むことで拡大する可能性がある。そのため、部材等の保管場所、共同で行える作業場所、運搬手段、コーディネイトの役割を整備していく必要がある。現状は、共同受注促進事業がその役割を果たしているが、現状に即した仕組みの構築が引き続き検討される。また、区内における受注企業の開拓は、引き続き取り組む必要がある。</p>

<p>課題2</p>	<p>通所事業所の生活支援に係る取組み 「福祉的就労における障害者の高齢化に対応した事業所の取組みケースについて」</p>
<p>現状の認識</p>	<p>杉の子城山事業所が行っている高齢障害者へのサービス提供について、現状と取り組みを確認した</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>杉の子事業所(中野あいいく会)では、10 年前より高齢障害者の支援について、これまで個別に対応してきたが、法人として高齢化支援ができないか、プロジェクトチームを発足し検討してきた。杉の子を利用している元気な利用者は、介護保険を申請しても非該当になる。そうすると、デイサービスを利用できない。デイサービスを利用できたとしても週 2 日しか利用できない。その他の日は、家にいるしかない。それを障害福祉サービスで補うことが大事だと考える。</p> <p>杉の子城山事業所で平成 31 年 4 月よりサービスの提供を開始した。</p> <p>利用時間は、10:00～15:30。利用者、就労継続 5 名、生活介護 9 名、計 14 名。送迎あり。工賃は、出来高ではなく、一律 1 日当たり 300 円。作業だけでなく、余暇活動を充実させた。</p>

到達点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活をするとは、65歳になったから「障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する」ということではない。 2. その人の状態に合わせた制度の垣根を超えた協力した、連携した支援体制の重要性。 3. その人が「どのように生きていきたいか」を支援していくことが大事さ。 4. 事業所は、何を支援していくのか？支援者側も考えていく。
成果	<p>老いは誰にでもある。高齢化によりADL、生活環境、働き方は、変化していく。それを本人、支援者共に受け入れ、ライフステージの変化に合わせたサービスを隙間なく提供できるよう障害者生活支援、相談支援、就労支援、高齢者支援等垣根を超えた連携の重要性を再認識した。また、同様のサービスがスムーズに提供できるよう行政においても検討する余地があることを確認した。</p>

課題3	<p>通所事業所の生活支援に係る取組み 「将来の就労に向けて、本人の希望するステップアップを支える地域の連携について」</p>
-----	---

現状の認識	中野区事業「特別支援学校・障害者就労施設等連携事業」の取組みについて
具体的な取組	<p>【目的】 平成28年10月より中野区障害者福祉事業団に委託し、特別支援学校の生徒及び保護者に対して、卒業後の一般就労や福祉的就労等移行時に向けた相談支援を行うとともに、就労継続B型事業所において一般就労可能な利用者の掘り起こし及び就労支援を行う。</p> <p>【本人、家族に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校在学中からその方を継続してフォローアップしている事業である ・その方のライフステージに合わせて、ステップアップを支援している ・本人、保護者と、在学中から顔が見える関係ができています <p>【学校に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学中から生徒と関わり、先生と連携し卒業後の進路(就労支援センターや地域の就労継続支援事業所等)へのスムーズな橋渡しを行う。 ・授業や実習先を見学し、将来を見据えたアセスメントを行う。 <p>【事業所に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けてノウハウがない事業所には、就労活動のサポートを行う ・就労に向けたアセスメントの協力 ・就労支援センターへのスムーズな引継ぎ ・相談支援事業所との違いは、状況によって就労支援を提供する
到達点	早い段階からかかわり、必要な支援を継続すること、関係機関への橋渡しをすることで、自立(就労)という目標をあきらめず、時間をかけて取り組んでいけることを確認した。
成果	関係機関が連携することで、本人のステップアップに向けた選択肢を広げることができる。本人が持っている可能性を引き出すためには、関係機関の連携が欠かせないことを確認した。また、関係機関をつなぐ役割をこの事業が果たしていることを認識した。

課題4	<p>障害者雇用における企業の視点や取組み 「自治体における障害者雇用について①」</p>
-----	---

現状の認識	東京都庁「東京チャレンジオフィス」の概要と、始まった経緯について担当者より話をうかがった
-------	--

<p>具体的な取組</p>	<p>○東京都の雇用率 平成30年 2.75% ○東京都教育委員会の雇用率 平成30年 2.13% ○取り組み (1) 正規職員 Ⅲ類採用、約40名 平成30年度より採用対象に知的障害、精神障害者の方も対象になった (2) 総務局 非常勤採用 知的障害者を対象にオフィスサポートセンター内にて雇用(5年間の有期雇用、再応募可) 1日6時間×5日勤務 (3) 福祉保健局 東京チャレンジオフィス 平成19年に就労支援協議会にて都の障害者雇用について方針が示され、チャレンジ雇用事業、「雇用にチャレンジ事業」が始まった。当初は、福祉保健局内各部署への配属型であった。平成28年より東京チャレンジオフィスを設立。オフィスにて雇用を行う。現在、チャレンジ雇用29名、支援員6名。 (4) 産業労働局 東京チャレンジオフィス分室 1年雇用、2名まで (5) 東京都教育委員会 ① 都立学校配置型 支援員を配置し、主に軽作業中心 ② パレットオフィス 平成30年設立、事務業務を行う。支援員配置。 1年間の非常勤職員、5回まで勤務可、その後再応募可</p>
<p>到達点</p>	<p>東京都は、平成19年に障害者就労協議会の指針により障害者雇用を始めた。雇用の目的と採用部局の状況により多様な雇用を展開している。</p>
<p>成果</p>	<p>中野区における障害のある方の採用は、採用試験により雇用されているが、試験にそぐわない障害者等への門戸は開かれていない。そのため、中野区ユニバーサルデザイン推進計画の考え方、様々な個性や多様性の尊重の視点から、中野区役所における障害者雇用について検討する委員会等の設置を検討していただきたい。</p>

<p>課題5</p>	<p>障害者雇用における企業の視点や取組み 「自治体における障害者雇用について②」</p>
------------	--

<p>現状の認識</p>	<p>中野区役所庁舎内体験実習の取り組みについて、実施概要を聞き取った</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>中野区では、例年、区内障害者の就労意欲の増進を図り、一般就労を促進させるため、中野区障害者福祉事業団と連携し区役所庁舎内体験実習を実施している。平成30年度は、計5回実施し、計13名の方が実習を行った。 実習場所は、主に障害福祉課障害者施策推進係にて行っている。実習日数は、3日間。午前9時より午後4時まで。実習者は、3名まで。内容は、事務補助、軽作業を行っている。 【効果】 ・初めて外部実習を行うのに適している。 ・実習者が自信をつける一助となっている。 ・就労アセスメントを行う機会になる。 ・就労支援センターやハローワークとの関係づくりができる。 【検討事項】 ① 時間のバリエーション 現状の時間(9時～16時)以外、4時間(半日)を選べる。現状より短くするなどの検討。</p>

	<p>② 作業のバリエーション いろいろな経験値を上げるという点から、清掃、調理補助、データ入力など。</p> <p>③ 実習場所 委託先を含めた場所や、障害福祉課以外、他課、庁舎外機関、委託先等での実施。</p> <p>④ オーダーメイド型実習 「この人は、このような作業ができるから、こういう実習をさせて貰えないか」という要望に応えられる実習。</p>
到達点	国や中野区の施策が進み、障害者雇用者数は、毎年伸びている。その中で、中野区役所庁舎内体験実習は、就労に向けた「実践的な取り組み」の一つとしての役割を果たし、実習をすることで自信を付け、就労に結びついている。実習者の状況や多様な働き方に合わせて、実習内容等の見直しが求められる。
成果	障害のある方や途中で障害を負われた方が企業就労を目指すにあたり、プレ職場を体験できる体験実習は、貴重な機会である。同様な実習として、中野区社会福祉協議会においても年に1回体験実習を行っている。その方が将来の就労という希望を実現するために、区内関係機関においても同様の体験実習の機会を提供していただけるよう検討いただきたい。

課題6	自立支援協議会から地域への情報発信について
現状の認識	障害者雇用は、雇用率の引き上げ、企業努力、就労系福祉サービスの充実等により採用者数は、毎年伸びている。しかし、雇用率に満たない時間で働きたい方や、手厚い職場内支援が必要な方、地域で働く等については、進んでいない状況にある。企業からの受注作業においては、受注単価の引き上げに比例し、仕事内容が難しくなっている。これらの状況から、働きたい方たちが地域で働ける等共生していくためには、さらなる障害理解を深めることが必要であることを認識、共有した。
具体的な取組	【効果】 【検討事項】
到達点	国や中野区の施策が進み、障害者雇用者数は、毎年伸びている。その中で、中野区役所庁舎内体験実習は、就労に向けた「実践的な取り組み」の一つとしての役割を果たし、実習をすることで自信を付け、就労に結びついている。実習者の状況や多様な働き方に合わせて、実習内容等の見直しが求められる。
成果	障害のある方や途中で障害を負われた方が企業就労を目指すにあたり、職場を体験できる機会、職場体験実習は、効果が大きい。同様な実習として、中野区社会福祉協議会においても年に1回体験実習を行っている。その方が将来の就労という希望を実現するために、区内関係機関においても同様の体験実習の機会を提供していただけるよう検討いただきたい。

平成30年度 障害者差別解消部会活動報告書

1 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第1回	9月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員自己紹介 ・障害者差別解消法と東京都差別解消条例について確認を行った。 ・中野区区民意識調査における障害者差別解消法の認知度等を確認した。 ・障害者差別的の事例について意見交換を行った。
第2回	12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区の障害者差別解消推進事業について意見交換を行った。 ・区役所窓口等における障害者差別に関する相談事例、合理的配慮の提供について意見交換を行った。 ・障害者差別的の事例について意見交換を行った。
合同セミナー	1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の4部会で、合同セミナー「はじめの一步 ユニバーサルデザインとは 心のバリアフリーをめざして」を中野区産業振興センターで開催した。 ※参加者74名
第3回	3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の中野区の障害者差別解消事業について意見交換を行った。 ・障害者差別的の事例について意見交換を行った。

2 個別課題について

課題	障害者差別に関する事業者・区民への理解啓発
現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー等の公共交通機関や宿泊施設、商店等において、障害がある方に対する合理的配慮の提供がまだ十分ではない。 ・学校等において、児童・生徒に対する障害がある方への理解啓発が十分ではない。
具体的な取組	部会員の間で、特に当事者の観点から課題や取り組みについて意見交換を行った。
到達点	様々な立場の部会員による意見交換を通じて、障害者差別について、多様な捉え方があることが共有された。
成果	中野区の障害者差別解消部会が、より広く認知されるように努める取り組みが必要である。そのため次年度は、部会として講演会、セミナー等の啓発事業を行い、そこにタクシー等の交通機関の方、宿泊施設の方などには研修として位置づけてもらうよう働きかけるなど、広く参加しやすいような取組を目指す。

第6期 令和元年度 障害者差別解消部会活動報告書

1 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第1回	5月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員自己紹介 ・前年度の振り返り及び、今年度の取組について意見交換を行った。
第2回	12月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中野区手話言語条例及び、(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例について意見交換を行った。 ・4部会合同セミナーについて意見交換を行った。 ・区役所窓口等における障害者差別に関する相談事例、合理的配慮の提供について意見交換を行った。 ・障害者差別的の事例等について意見交換を行った。
合同セミナー	1月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の4部会により、合同セミナー「はじめの一步 知っていますか？ 障害者権利条約のこと」を中野区産業振興センターで開催した。

2 個別課題について

課題	合理的配慮の提供の促進に向けた事業者・区民への理解啓発
現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や宿泊施設、商店等において、障害がある方に対する合理的配慮の提供がまだ十分ではない。 ・心のバリアフリーの推進のためには、学校児童・生徒に対し、障害がある方への理解啓発をより進める必要がある。
具体的な取組	部会員の間で、特に当事者の観点から課題や具体的取組みについて意見交換を行った。
成果と展望	<p>平成31年度は具体的な取組の実施には至らなかったが、引き続き部会として、公共交通機関の方や宿泊施設の方などに向けた啓発事業の実施を検討し、研修として位置づけて出席してもらうよう働きかけるなど、広く参加しやすいような取組を目指す。</p>

平成30年度 居宅系事業者連絡会活動報告書

1 部会の検討テーマ

「国保連請求事務と30年度法改正」について
「精神疾患・障がいとの向き合い方」について

2 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第1回	6月19日(木)	国保連請求事務と30年度法改正(集団指導)
第2回	3月12日(水)	研修会「精神疾患・障がいとの向き合い方 より良い気づきと対応のコツ」

3 個別課題について

課題1	国保連請求事務と30年度法改正(集団指導)
-----	-----------------------

現状の認識	・支給決定内容に関する請求誤りがある。
具体的な取組	・「よくあるエラー」、「上限管理」、「過誤申立て」について説明を行った。 ・平成30年度の報酬改定の主なポイントについて説明を行った。 ・事故報告書の提出について説明を行った。
成果	・重複請求の防止や提供時間の管理、加算の適用等、誤りやすい点について重点的に再確認ができた。 ・グループに分かれて意見交換も行き、人員の確保や職員へのケア、サービス提供時に気をつけていることや工夫していること等について、認識の共有ができた。

課題2	「精神疾患・障がいとの向き合い方」について
-----	-----------------------

現状の認識	・疾患から、状態に浮き沈みがある方へのサービス提供には、コミュニケーション等に専門性が求められ、支援者のスキルアップが必要である。
具体的な取組	・「精神疾患・障がいとの向き合い方 より良い気づきと対応のコツ」を議題に、中野区保健所長・向山医師による講義を行った。また、グループに分かれ、講義内容、事例検討、困りごと等について意見交換を行った。
成果	・特に医療情報が無いなかで支援を行うケースについて、ご本人とのコミュニケーションの重要性について認識を共有できた。 ・サービスを利用される方の突然のキャンセルについては、簡単なライフイベント日記をつけていただくことで、ご本人なりの合理的な理由が把握できこともあるなど、工夫の仕方について学べた。 ・医療と介護とで目的を決めて分担し、それぞれの利点を活かしながら連携することの重要性を再確認できた。

第6期 令和元年度 居宅系事業者連絡会活動報告書

1 部会の検討テーマ

「利用者と家族の理解を深めるスーパービジョン」について

2 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第1回	12月18日 (水)	研修会「利用者と家族の理解を深めるスーパービジョン 誰もが地域で生きるために…」

3 個別課題について

現状の認識	疾患によってコミュニケーションが困難な方へのサービス提供においては、障害特性に応じた専門性が求められ、支援者のスキルアップが必要である。
具体的な取組	「利用者と家族の理解を深めるスーパービジョン 誰もが地域で生きるために…」を議題に、中野区保健所長・向山医師による講義を行った。 講義の後、3グループに分かれ、講義内容、事例検討、困りごと等について意見交換を行い、その内容を発表し、講師に講評をいただいた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 感情表出が多い家族とそうでない家族では、再発率が違うなど、家族を含めた支援の困難さについて専門的なアドバイスを受けることができた。 関係者がチームとなってリスクをシェアし、お互いに声をかけて個別ケア会議を持つことでバーンアウトを防ぐなど、事業内での研修に活かせる内容だった。 精神障害がある方への対応が統合失調症をモデルに作られたという経緯があり、大人の発達障害に特有の接し方についても学ぶことが出来た。

平成30年度 施設系事業者連絡会活動報告書

1 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第49回	5月17日(木)	情報交換、年間予定について、 課題検討「報酬改定の影響について」
第50回	6月21日(木)	情報交換、職員交流研修について 課題検討「障害福祉業界における人材確保について」
第51回	8月9日(木)	台風の影響により中止
第52回	10月25日(木)	情報交換、コロニー中野見学 課題検討「精神障害者の支援について」
第53回	1月24日(木)	職員交流研修の参加者による発表、グループディスカッション
第54回	2月28日(木)	情報交換、年度総括、次年度計画について

2 個別課題について

課題1	報酬改定の影響について
-----	-------------

現状の認識	平成30年度障害福祉サービス費等の報酬改定に伴い、共同生活援助や就労系において改定単価の変更により、各事業所の現状の運営において厳しくなることを確認
具体的な取組	各事業所におけるさまざまな障害福祉サービスの具体的な変更点に伴い、影響や今後の対応について意見交換を行った。
到達点	意見交換を通して、各事業所における報酬改定の影響する内容について共有し、今後の具体的な対策の取り組みの検討を行った。
成果	各事業所における報酬改定のメリット・デメリットを共有することができ、今年度の事業運営の経過によっては、引き続き検討を実施していく。

課題2	障害福祉業界における人材確保について
-----	--------------------

現状の認識	近年、福祉業界全般で人材が不足しており、介護・障害福祉従事者の採用が難しいうえに、離職率も高い状況にある。政府は障害福祉従事者の処遇改善等の見直しを行っているが、現状での改善はみられないと認識している。
具体的な取組	各事業所における具体的な取り組みについて紹介しながら、課題や打開策について意見交換を行った。
到達点	求人媒体を利用している各事業所は様々な工夫をしており、メリット・デメリットを共有することができた。しかし、全体的に応募は少ない印象であり、求人媒体の他にも打開策の検討を進めていく必要がある。
成果	地域限定で採用することで長期勤続できる等、採用方法の工夫が必要であり、他区での取り組みを参考にしながら今後は、さらに区と各事業所で連携を図り、安定した採用に向けて取り組んでいくことが求められる。

課題3	精神障害者の支援について
-----	--------------

現状の認識	以前の精神障害は、統合失調症や気分障害の方が大半であったが、現在は発達障害やパーソナリティ障害等多岐にわたっており、障害特性や支援方法など、他利用者との関係においても難しい面を感じている。
具体的な取組	精神障害の障害特性や事業所における利用者との支援方法を紹介し、各事業所が感じている課題等について、意見交換を行った。
到達点	各事業所が抱えている課題について様々な意見交換を通して、工夫して実践している支援方法等を共有することができた。
成果	精神障害を対象としている事業所だけでなく、障害を2つ以上併せ有する「重複障害」の利用者が増加している中で、他障害種別の事業所においても理解を深めることができた。

令和元年度 施設系事業者連絡会活動報告書

1 部会の検討テーマ

<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策 ・人材確保
--

2 活動の経過

回	月 日	活動・検討内容
第55回	5月23日(木)	情報交換、コロニーもみじやま支援センター見学 令和元年度テーマの確認
第56回	6月27日(木)	中野区危機管理課職員による中野区の防災対策に関する説明及び質疑応答
第57回	8月29日(木)	情報交換 課題検討「施設における防災対策について」
第58回	10月24日(木)	情報交換 課題検討「人材確保策」
第59回	1月17日(金)	情報交換 事業所交流研修実施報告及び共有
第60回	2月21日(金)	研修会「障害者虐待「これって虐待?迷いを払拭するために」

3 個別課題について

課題1	施設における災害対策
現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・区の防災時の体制や、二次避難所の開設の判断等について分からないことが多い。 ・適切に対応するために、区の仕組みや他施設の取り組み等について知る機会が必要だった。
具体的な取組	中野区における地域防災計画及び災害時体制や要援護者リストの活用、二次避難所(福祉避難所)の開設等について担当所管職員より説明を受ける機会を設けた。さらに、各事業所の取り組み等の共有を行った。
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区の避難所開設における考え方等、共通認識をもつ。 ・施設の防災対策を強化する。
成果	施設内で行う対策等、改めて点検する機会となった。

課題2	人材確保策
現状の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の確保が困難になっており、長期的に継続するかも課題となっている。 ・仕事の魅力を知っていただくために採用に際しての工夫も必要。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・採用に関しては、求人サイトの活用や求人用パンフレットの工夫、採用前の新人オリエンテーション等を実施する、などしている。 ・実習生は継続的に受入れる方が良い。目標の明確化、日々の振り返り等丁寧に対応し良い印象を持ってもらう。 ・定着してもらうためには、法人独自のスキルアッププログラムの実施、都研修の活用等があった。
到達点	<ul style="list-style-type: none"> ・働き続けてもらうために、ステップアップする仕組みは必要。 ・ときには、3年経ったら辞めるものと覚悟する。

成果	・法人により有効な方法は異なる面もあるが、活用できるそれぞれの取り組みについても共有することができた。
----	---

課題3	事業所間交流研修
-----	----------

現状の認識	・他事業所において実習することで、自事業所との差異や同調を知り、日常の支援技術の向上に役立てる。 ・事業所間の横の繋がりを持てる場とする。
具体的な取組	希望者が他事業所において実習する。事前に研修目的を対象事業所へ提出、事後にも質疑や感想、受入れた事業所からの伝達事項等フィードバックの機会を設けた。さらに、参加者による発表及びグループディスカッションの機会を設けた。
到達点	事業所ごとの特長や、プログラムの内容等、それぞれの利用者に併せたサービスの違いを認識し、支援の幅を広げる。
成果	障害者支援における視点の持ち方の拡がりがあり、事業所に戻ってからの支援員のモチベーションの向上にもつながった。

課題4	研修会「障害者虐待」
-----	------------

現状の認識	和泉短期大学児童福祉学科教授 鈴木敏彦氏により、障害者虐待についてご教示戴く。 発生する構造の1つめは小さな不適切、「これくらいなら許される」と考えることが積み重なることにある。虐待は突発的に起きるものではなく、その手前にある不適切行為をなくしていくことが必要である。 2つめは、支援員の知識や技術不足によるもので、力でなんとかしようとする事で虐待が起こる。 3つめは身体拘束は必要との思い込みにある。
具体的な取組	社会福祉法人が作成した虐待防止研修用の映像をもとに、虐待に繋がる行為についてグループディスカッションをした。講師より、映像中のたった1つの行為が、毎日ではなく週に1回の頻度で行われていたら、虐待とは感じない可能性があることを指摘をうけ、個々人の内省を促す機会にもなった。
到達点	利用者へのアプローチ方法に迷いがある時は、やらないこと、いわゆるグレーゾーンはないことをその場の共通認識とした。
成果	個々の支援を見つめ直す機会となった方もあり、事業所に持ち帰りOJTに活用したところもあった。